

## 介護予防ケアマネジメントQ&A

No	サービス	意見・質問	回答	根拠
1	総合事業全般	事業対象者に認定されましたが、使えるサービスは緩和した基準のサービスのみなのでしょうか。今まで通っていたデイサービスは利用できないのか。	利用できます。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】P3第1問4をご確認ください。
2	総合事業全般	現在、要支援認定を受けているが、通所介護のみ利用している。認定から、事業対象者に変更しなくてはならないのか。	必ずしも切り替える必要はありません。本人の希望によって、介護認定審査を行うか、基本チェックリストを実施するか選択してください。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】P3第1問4をご確認ください。
3	総合事業全般	40から64歳までの特定疾患の方も事業対象者になれるのか。	事業対象者とはなりません。総合事業のサービスを利用される場合は要支援認定を受ける必要があります。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」p13参照 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年3月31日版】p4第4問5及びp5第4問6をご確認ください。
4	共通	訪問型サービス、通所型サービス利用開始日(契約日)が、月途中の場合でも包括報酬となるのか。	契約日からの日割り計算となります。	「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について(新規)(平成30年3月6日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」I—資料9)をご確認ください。
5	共通	事業対象者の期間満了に伴う基本チェックリストの実施時期はいつ頃が妥当か。	有効期間満了前に実施し、介護予防ケアマネジメントに円滑につながるよう配慮することが適切です。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年1月9日版】p20第4問12をご確認ください。
6	共通	事業対象者のサービス利用までの流れは従来と一緒か。届け出書を提出・包括との委託契約をするのか。	今までとほぼ同様です。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】P30第4問6をご確認ください。
7	共通	事業対象者は、訪問看護、福祉用具の購入やレンタルを利用することはできるのか。	事業対象者が利用できるのは、総合事業サービスのみのため、利用できません。福祉用具など予防給付に係るサービスの利用が必要な場合は、要支援認定を受ける必要があります。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」 p12をご確認ください。

No	サービス	意見・質問	回答	根拠
8	現行相当基準緩和(通所型)	介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAにおいて、要支援1・事業対象者は週1回しか利用できないのか。	週2回超の利用については、要支援2又は要支援2相当の事業対象者の利用となりますが。週1回及び週2回の利用は事業対象者、要支援1、2いずれも利用が可能です。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】p53第6問19をご確認ください。
9	現行相当基準緩和(通所型)	通所型サービスC(短期集中予防サービス)はADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケースと示されているが対象者をどのように決めていくのか。基準はあるのか。	基準は決まっていません。 アセスメントで必要と思われる方が対象です。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】P13第2問2をご確認ください。 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年1月9日版】P11第4問1をご確認ください。
10	現行相当基準緩和(訪問・通所型)	入浴以外の身体介護が必要な場合、介護予防型訪問(通所)介護相当サービスの利用となるのか。	貴見のとおり。 身体介護には入浴介助の他、食事や排せつ、移動介助等も含まれます。	
11	現行相当基準緩和(訪問・通所型)	訪問型サービスにおいて、基準緩和型利用の方が月途中で身体介護が必要になった場合、現行相当サービスに月途中で切り替えることは可能か。 算定方法はどうか。	身体介護が必要と思われた時点で、介護認定を行ってください。	
12	現行相当基準緩和(訪問・通所型)	総合事業の現行相当を利用している方を、訪問型サービスA等に月途中で変更できるのか。	月途中の変更は不可。月包括単位です。	「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について(新規)(平成30年3月6日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」I—資料9)をご確認ください。

No	サービス	意見・質問	回答	根拠
13	現行相当 基準緩和 (訪問・通所型)	訪問型サービスの基準について、「緩和した基準によるサービス」の基準の例が示されているが、その中でホームヘルパーの他に一定の研修受講者の従事を認めている。この「一定の研修」についてはどのような内容で、誰が実施することを想定しているのか。	<p>緩和した基準によるサービスでは、例えば身体介護は含まれず、「調理や掃除」や「買い物代行」などの生活支援に係るサービスを行うものを想定しており、サービスを提供する際の基本的考え方や高齢者への理解など、一定の研修は必要であると考えています。</p> <p>ガイドライン案では、住民主体によるサービスにおける担い手(ボランティア等)に対する研修カリキュラムをお示しているところであるが、緩和した基準によるサービスでは、このカリキュラムの内容を含んだ上で、旧訪問介護員養成研修3級課程の内容を目安に必要な研修を市町村が判断し、各事業者が職員向けの研修として行っていただくことなど(※)を想定しています。</p> <p>※民間の研修事業者が行う講座を受講させることも考えられます。</p>	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】P49第6問11をご確認ください。
14	現行相当 基準緩和 (訪問・通所型)	総合事業の訪問型サービスにおいては、要介護者の訪問介護ではできないことになっている大掃除や家具の移動などの生活援助を実施することはできるのか。	<p>総合事業に関しては、住民主体による支援を推進する等地域の支え合いの体制づくりを推進し、多様な主体による多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。</p> <p>仮に、大掃除や家具の移動等のサービスが、当該目的に沿うと判断されれば、市町村は住民主体による支援(ガイドライン案で示している③訪問型サービスBを想定)を活用して実施することは可能である。</p> <p>一方、現行の給付と同じスキームで行われる指定事業者を利用したサービス提供(ガイドライン案で示している①訪問介護、②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)によるサービス提供を想定)においては、訪問介護の制度の整合性等の観点から、そのようなサービスの提供は想定していません。</p>	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】P17第2問8をご確認ください。